

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【公表番号】特表2008-541761(P2008-541761A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-514787(P2008-514787)

【国際特許分類】

C 12 N 15/09 (2006.01)

【F I】

C 12 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月3日(2010.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パラフィン含有試料からリボ核酸を分離する方法であって、

(a)イオン性界面活性剤の存在下、試料を約50～85にて約1～60分間加温してパラフィン相及び水相を生成する工程と、

(b)パラフィン相から水相を取り出す工程と、

(c)水相にプロテアーゼを添加し、水相を約25～80にて約5～60分間インキュベートする工程

とを含む方法。

【請求項2】

パラフィン含有試料がホルマリン固定パラフィン包埋(FFPE)組織試料である、請求項1記載の方法。

【請求項3】

加温が約64～85である、請求項1記載の方法。

【請求項4】

加温が約60～75である、請求項1記載の方法。

【請求項5】

加温が約72である、請求項1記載の方法。

【請求項6】

加温が約1～30分間である、請求項1記載の方法。

【請求項7】

加温が約10分間である、請求項1記載の方法。

【請求項8】

イオン性界面活性剤がドデシル硫酸ナトリウム(SDS)、又はサルコシンである、請求項1記載の方法。

【請求項9】

プロテアーゼがプロテイナーゼKである、請求項1記載の方法。

【請求項10】

インキュベートが約35～70である、請求項1記載の方法。

【請求項11】

インキュベートが約55～65 である、請求項1記載の方法。

【請求項12】

インキュベートが約56～58 である、請求項1記載の方法。

【請求項13】

インキュベートが約5～30分間である、請求項1記載の方法。

【請求項14】

インキュベートが約10分間である、請求項1記載の方法。

【請求項15】

水相からリボ核酸を精製する工程をさらに含む、請求項1記載の方法。

【請求項16】

精製工程が、TRIZOL沈殿、イソチオシアニン酸グアニジン、陰イオン交換クロマトグラフィ、シリカ法による精製、ChargeSwitch(登録商標)精製、又は核酸ハイブリダイゼーションを含む、請求項15記載の方法。

【請求項17】

パラフィン含有試料からリボ核酸を分離する方法であって、

(a)イオン性界面活性剤の存在下、試料を約50～85 にて約1～60分間加温してパラフィン相及び水相を生成する工程と、

(b)水相にプロテアーゼを添加し、水相を約25～80 にて約5～60分間インキュベートする工程

とを含む方法。

【請求項18】

パラフィン相から水相を取り出す工程をさらに含む、請求項17記載の方法。

【請求項19】

パラフィン含有試料はホルマリン固定パラフィン包埋(FFPE)組織試料である、請求項18記載の方法。

【請求項20】

加温が約64 ～ 約85 の間である、請求項18記載の方法。

【請求項21】

加温が約60～75 である、請求項18記載の方法。

【請求項22】

加温が約72 である、請求項18記載の方法。

【請求項23】

加温が約1～30分間である、請求項18記載の方法。

【請求項24】

加温が約10分間である、請求項18記載の方法。

【請求項25】

イオン性界面活性剤がSDS又はサルコシンである、請求項18記載の方法。

【請求項26】

プロテアーゼがプロテイナーゼKである、請求項18記載の方法。

【請求項27】

インキュベートが約35～70 である、請求項18記載の方法。

【請求項28】

インキュベートが約55～65 である、請求項18記載の方法。

【請求項29】

インキュベートが約56～58 である、請求項18記載の方法。

【請求項30】

インキュベートが約5～30分間である、請求項18記載の方法。

【請求項31】

インキュベートが約10分間である、請求項18記載の方法。

【請求項32】

水相からリボ核酸を精製する工程をさらに含む、請求項18記載の方法。

【請求項33】

精製工程が、TRIZOL沈殿、イソチオシアノ酸グアニジン、陰イオン交換クロマトグラフィ、シリカ法による精製、ChargeSwitch(登録商標)精製、又は核酸ハイブリダイゼーションを含む、請求項32記載の方法。

【請求項34】

パラフィン含有試料からリボ核酸を分離する方法であって、イオン性界面活性剤及びプロテアーゼの存在下で試料を約50～85にて約1～60分間加温してパラフィン相及び水相を生成する工程を含む、方法。

【請求項35】

パラフィン相から前記水相を取り出す工程をさらに含む、請求項34記載の方法。

【請求項36】

パラフィン含有試料がホルマリン固定パラフィン包埋(FFPE)組織試料である、請求項35記載の方法。

【請求項37】

加温が約64～85である、請求項35記載の方法。

【請求項38】

加温が約60～75である、請求項35記載の方法。

【請求項39】

加温が約65である、請求項35記載の方法。

【請求項40】

加温が約1分～約30分間である、請求項35記載の方法。

【請求項41】

加温が約10分間である、請求項40記載の方法。

【請求項42】

イオン性界面活性剤がSDS又はサルコシンである、請求項35記載の方法。

【請求項43】

プロテアーゼがプロテイナーゼKである、請求項35記載の方法。

【請求項44】

水相からリボ核酸を精製する工程をさらに含む、請求項35記載の方法。

【請求項45】

精製工程が、TRIZOL沈殿、イソチオシアノ酸グアニジン、陰イオン交換クロマトグラフィ、シリカ法による精製、ChargeSwitch(登録商標)精製、又は核酸ハイブリダイゼーションを含む、請求項44記載の方法。

【請求項46】

パラフィン含有試料からデオキシリボ核酸を分離する方法であって、

(a)界面活性剤の存在下、試料を約75～100にて約1～60分間加温して、パラフィン相及び水相を生成する工程と、

(b)パラフィン相から水相を取り出す工程と、

(c)水相にプロテアーゼを添加し、水相を約25～80にて約5～60分間インキュベートする工程

とを含む方法。

【請求項47】

パラフィン含有試料がホルマリン固定パラフィン包埋(FFPE)試料である、請求項46記載の方法。

【請求項48】

加温が約85～100である、請求項46記載の方法。

【請求項49】

加温が約100である、請求項46記載の方法。

【請求項50】

加温が約1~30分間である、請求項46記載の方法。

【請求項51】

加温が約10分間である、請求項46記載の方法。

【請求項52】

界面活性剤がイオン性界面活性剤である、請求項46記載の方法。

【請求項53】

イオン性界面活性剤がドデシル硫酸ナトリウム(SDS)、又はサルコシンである、請求項52記載の方法。

【請求項54】

界面活性剤が非イオン性界面活性剤である、請求項46記載の方法。

【請求項55】

非イオン性界面活性剤がTriton X-114、NP-40又はTween-20である、請求項54記載の方法。

【請求項56】

プロテアーゼがプロテイナーゼKである、請求項46記載の方法。

【請求項57】

インキュベートが約35~70である、請求項46記載の方法。

【請求項58】

インキュベートが約55~65である、請求項46記載の方法。

【請求項59】

インキュベートが約62である、請求項46記載の方法。

【請求項60】

インキュベートが約5~30分間である、請求項46記載の方法。

【請求項61】

インキュベートが約10分間である、請求項46記載の方法。

【請求項62】

水相からデオキシリボ核酸を精製する工程をさらに含む、請求項46記載の方法。

【請求項63】

精製工程が、TRIZOL沈殿、イソチオシアニン酸グアニジン、陰イオン交換クロマトグラフィ、シリカ法による精製、ChargeSwitch(登録商標)精製、又は核酸ハイブリダイゼーションを含む、請求項62記載の方法。

【請求項64】

パラフィン含有試料からデオキシリボ核酸を分離する方法であって、

(a)界面活性剤の存在下で試料を約75~100にて約1~60分間加温して、パラフィン相及び水相を生成する工程と、

(b)水相にプロテアーゼを添加し、水相を約75~100で約5~60分間インキュベートする工程

とを含む方法。

【請求項65】

パラフィン含有試料がホルマリン固定パラフィン包埋(FFPE)試料である、請求項64記載の方法。

【請求項66】

加温が約85~100である、請求項64記載の方法。

【請求項67】

加温が約100である、請求項64記載の方法。

【請求項68】

加温が約1~30分間である、請求項64記載の方法。

【請求項69】

加温が約10分間である、請求項64記載の方法。

【請求項70】

界面活性剤がイオン性界面活性剤である、請求項64記載の方法。

【請求項 7 1】

イオン性界面活性剤がドデシル硫酸ナトリウム(SDS)、又はサルコシンである、請求項70記載の方法。

【請求項 7 2】

界面活性剤が非イオン性界面活性剤である、請求項64記載の方法。

【請求項 7 3】

非イオン性界面活性剤がTriton X-114、NP-40又はTween-20である、請求項72記載の方法。

【請求項 7 4】

プロテアーゼがプロテイナーゼKである、請求項64記載の方法。

【請求項 7 5】

インキュベートが約35～70である、請求項64記載の方法。

【請求項 7 6】

インキュベートが約55～65である、請求項64記載の方法。

【請求項 7 7】

インキュベートが約62である、請求項64記載の方法。

【請求項 7 8】

インキュベートが約5～30分間である、請求項64記載の方法。

【請求項 7 9】

インキュベートが約10分間である、請求項64記載の方法。

【請求項 8 0】

水相からデオキシリボ核酸を精製する工程をさらに含む、請求項64記載の方法。

【請求項 8 1】

精製工程が、TRIZOL沈殿、イソチオシアニン酸グアニジン、陰イオン交換クロマトグラフィ、シリカ法による精製、ChargeSwitch(登録商標)精製、又は核酸ハイブリダイゼーションを含む、請求項80記載の方法。